

平成 年()第 号
権利変換計画不認可処分取消等請求事件
原告 新町西地区市街地再開発組合
被告 徳島市

証拠説明書
(甲1号証～甲21号証)

平成28年8月26日

徳島地方裁判所 民事部 御中

原告
訴訟代理人弁護士 坂和章平



同 弁護士 坂和宏展



証拠番号	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 1	「徳島東部都市計画第一種市街地再開発事業の決定(徳島市決定)」 (都市計画決定告示)	写し	H24.11.15 徳島市	本件事業に係る都市計画決定の事実及びその内容等。	
甲 2	新町西地区市街地再開発組合設立認可申請書	写し	H26.5.19 設立発起人代表株式会社徳島新町チェン代表取締役森竹義浩	原告組合の設立認可申請の事実及びその申請内容等。	添付書類省略
甲 3	組合設立認可通知	写し	H26.8.25 徳島市長 原秀樹	原告組合の設立認可決定がなされた事実。	
甲 4	事業計画書(案)	写し	H28.5 設立発起人代表株式会社徳島新町チェン代表取締役森竹義浩	本件事業計画の内容(原告組合の設立認可申請手続において提出した事業計画)。	甲2の添付書類の一部
甲 5	土地所有者調書・借地権者調書	写し	同上 同上	被告市が本件事業の施行地区内の宅地の所有権を有する者として原告組合の組合員である事実及びその面積、原告組合の組合員の人数等。	甲2の添付書類の一部
甲 6	権利変換計画認可申請書(抄本)	写し	H28.4.6 原告組合	原告組合が本件権利変換計画の認可申請を行った事実及びその内容等。	申請書の「2. 配置設計図」以下省略
甲 7	権利変換計画不認可決定通知	写し	H28.6.23 徳島市長 遠藤彰良	被告市が、本件権利変換計画を不認可とする処分をした事実及びその理由等。	

甲 8 の 1 ～ 12	市のホームページの「新町西地区第一種市街地再開発事業」の欄に記載された各記事	写し (原告代理人 がプリントアウト)	詳細不明 原告代理人 がプリントアウトしたのは H28.4.20	被告市	被告市が、本件事業を、本件ホールを建設し、「市民の芸術文化を創造していく上で拠点となる施設」として整備すること等を目的として進めてきた事実。 及び、本件事業の平成27年変更後の資金計画で、本件事業の総収入225億6000万円のうち、被告市が補助金30億円と本件ホールの購入(取得)代金156億2500万円の合計約85%を負担し、残りも国の補助でほぼ全て賄うこととなっている事実。 その他本件事業と被告市の関係等。	現在は 削除
甲 9	権利変換計画書【権利変換を受ける方】 (徳島市長が同意の印を押捺したもの)	写し	H27.10.21	徳島市長 原秀樹	本件権利変換計画で被告市が受ける権利変換の内容及び被告市がこれに同意していた事実等。	
甲 10	「新町西地区市街地再開発事業について」と題する書面(資料)	写し	H27.12.20	徳島市	被告市が本件事業の都市計画の変更手続を進めていた事実及びその変更の内容、手続を進めた時期等。	
甲 11	新町西地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画の縦覧について(公告)	写し	H27.10.22	原告組合	原告組合が本件権利変換計画の縦覧を行った事実。	
甲 12	権利変換計画同意書	写し	H27.11.27	審査委員会 会長安田丑作ほか	審査委員会が本件権利変換計画について同意した事実。	
甲 13 の 1	新町西地区市街地再開発組合平成27年度第2回臨時総会議事録	写し	H28.2.4	原告組合	第2回臨時総会において権利変換計画を議決し、原告組合における権利変換計画が確定した事実。	
甲 13 の 2	新町西地区市街地再開発組合平成27年度第2回臨時総会議案書	写し	H28.2.4	原告組合	第2回臨時総会の議案の内容。	
甲 14	権利変換計画書事前協議について(依頼)	写し	H28.2.17	原告組合	原告組合が本件権利変換計画の認可申請に先立ち、被告市に対し事前協議を依頼した事実等。	
甲 15	補助金支出にかかる取消し決定通知	写し	H28.6.23	徳島市長	本件再開発事業にかかる被告市の補助金支出の決定が取り消された事実。	
甲 16	権利変換計画同意の撤回について(通知)	写し	H28.6.23	徳島市長	被告市が、本件権利変換計画に対する同意を撤回する旨の通知をした事実。	

甲 17	都市計画事業の政策変更の説明会開催の要請について(回答)	写し	H28.6.23	徳島市長	都市計画事業の政策変更の説明会の開催について被告市から「組合総会場で説明したい」旨の回答があった事実。
甲 18	遠藤彰良選挙ポスター	写し	H28.3頃	遠藤彰良後援会事務所	遠藤氏が本件再開発事業の白紙撤回を公約として掲げていた事実。
甲 19の1	新聞記事	写し	H23.9.2	徳島新聞	徳島市と原告組合が詳細な事業計画案を協議していた事実等。
甲 19の2	新聞記事	写し	H26.9.8	徳島新聞	本件再開発事業の実施主体となる原告組合が設立される予定が報じられていた事実等。
甲 19の3	新聞記事	写し	H27.10.23	徳島新聞	本件再開発事業計画の公告・縦覧がなされた事実。
甲 19の4	新聞記事	写し	H27.11.21	毎日新聞	遠藤氏が徳島市長選に立候補する意向を表明した事実、本件再開発事業計画に反対する考えを示していた事実。
甲 19の5	新聞記事	写し	H27.11.21	朝日新聞	同上。
甲 19の6	新聞記事	写し	H27.12.1	徳島新聞	徳島市が、本件都市計画の変更手続きに入ろうとしていた事実等。
甲 19の7	新聞記事	写し	H27.12.16	徳島新聞	本件再開発事業の変更素案の縦覧が開始された事実等。
甲 19の8	新聞記事	写し	H27.12.21	徳島新聞	原氏が本件再開発事業をやり遂げなければならない旨発言した事実等。
甲 19の9	新聞記事	写し	H28.2.5	徳島新聞	第2回臨時総会において権利変換計画を議決し、原告組合における権利変換計画が確定した事実。
甲 19の10	新聞記事	写し	H28.3.2	徳島新聞	市議会本議会が、新ホールの整備を受け入れる方向にまとまった事実等。
甲 19の11	新聞記事	写し	H28.3.29	徳島新聞	遠藤氏が、本件再開発事業に反対する公約を掲げた上で、徳島市長選に当選した事実。
甲 19の12	新聞記事	写し	H28.3.29	徳島新聞	遠藤氏が、本件再開発事業を白紙撤回する旨発言した事実。

19 甲 13	新聞記事	写し	H28.3.30	徳島新聞	遠藤氏が、本件再開発事業の白紙撤回を表明したものの、対案について語らず、公約実現の見通しが立たない事実。
19 甲 14	新聞記事	写し	H28.4.15	朝日新聞	遠藤氏が、本件再開発事業を撤回する意向を示していた事実。
19 甲 15	新聞記事	写し	H28.4.27	読売新聞	遠藤氏と原告組合が面談を行った事実、遠藤氏が本件再開発事業計画を白紙撤回する意向を示した事実、及び遠藤氏と原告組合が合意に至らなかった事実。
19 甲 16	新聞記事	写し	H28.4.27	徳島新聞	遠藤氏が具体的な代替案を示さなかった事実等、白紙撤回の手続きについて「詳しい知識は私にはない。専門家と相談してから答えたい。」と発言した事実等。
19 甲 17	新聞記事	写し	H28.4.27	徳島新聞	遠藤氏が具体的な代替案を示さなかった事実、原告組合が求めていた説明会の開催の要望に対し、組合総会の場での説明を求めるなどしてきた事実、「(市が事業から撤退した後に)どんな手続きがあり、どう進めていけばいいのか、詳しい知識はない」と発言した事実等。
19 甲 18	新聞記事	写し	H28.5.18	徳島新聞	遠藤氏が具体的な代替案を示さなかった事実等。
19 甲 19	新聞記事	写し	H28.5.21	毎日新聞	遠藤氏が、本件再開発事業から市が撤退することで生じた損害の一部を、市が補償する考えを示したものの、具体的な金額は示されなかった事実。
19 甲 20	新聞記事	写し	H28.5.25	徳島新聞	遠藤氏が、本件再開発事業の白紙撤回を表明したものの、対案について語らず、公約実現の見通しが立たない事実。

19 甲の 21	新聞記事	写し	H28.6.9	毎日新聞	遠藤氏が、市立文化センターについて、耐震化を施して再びホールとして活用する意向を示した事実、その費用は総工費約30億円に上るが、費用対効果が疑問視されている事実等。
19 甲の 22	新聞記事	写し	H28.6.18	徳島新聞	徳島市が、原告組合に対して交付する予定だった市の負担金を撤回する方針を表明した事実等。
19 甲の 23	新聞記事	写し	H28.6.18	毎日新聞	徳島市が、本件権利変換計画を不認可とし、市の負担金を撤回する方針を表明した事実、及び補償金等の具体的な金額は示されなかった事実等。
19 甲の 24	新聞記事	写し	H28.7.13	徳島新聞	遠藤氏が、本件権利変換計画を不認可としたことをもって、本件再開発事業計画を白紙撤回した事実、原告組合が提訴すれば争う姿勢を示した事実。
19 甲の 25	新聞記事	写し	H28.7.21	徳島新聞	遠藤氏が、市立文化センターについて、耐震化を施して再びホールとして活用する意向を示した事実、その費用は総工費約30億円に上るが、費用対効果が疑問視されている事実等。
19 甲の 26	新聞記事	写し	H28.7.23	徳島新聞	原告組合が、正式に訴訟提起することを決定した事実、及び再開発事業が権利変換計画段階で権利変換計画の不認可処分によって中止に追い込まれるのは全国初の事例である事実。
19 甲の 27	新聞記事	写し	H28.7.23	徳島新聞	原告組合が、正式に訴訟提起することを決定した事実等。
甲 20	これまでの経緯(一覧表)	写し	詳細不明	被告市	本件再開発事業の経緯等。
甲 21	新ホール整備の経緯について	写し	詳細不明	徳島市文化振興課	新ホール整備の経緯等。